

第5次千葉市男女共同参画ハーモニープラン改定の概要

1 改定の趣旨

令和6年4月施行の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(困難女性支援法)により、必要な施策の実施が地方公共団体の責務とされ、厚生労働省により「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」(基本方針)が公示されました。

これを受け、本市として、施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和5年3月策定の「第5次千葉市男女共同参画ハーモニープラン」(ハーモニープラン)を改定し、①背景、②現状と課題の追記、③事業の再編、④指標の追加を行います。

2 改定時期

令和8年3月

3 計画の位置づけ

ハーモニープランは、困難女性支援法に基づく市町村基本計画を兼ねるものとします。

4 改定の概要

① 背景

次の内容を追記します。

ア 社会経済情勢

- ・女性の就業率の上昇、家族関係の変化など、社会の急激な変化に伴い、女性が抱える問題や支援ニーズが多様化、複合化、複雑化

イ 国の動向

- ・困難女性支援法の施行(令和6年4月)
- ・基本方針の公示(令和5年3月)

ウ 千葉県の動向

- ・千葉県困難な問題を抱える女性支援基本計画の策定(令和6年3月)
- ・困難な問題を抱える女性への支援事業の開始(令和6年度)

エ 本市の動向

- ・千葉市女性のためのつながりサポート事業の開始(令和3年度)
- ・配偶者暴力相談支援センター等の婦人相談員が女性相談支援員として位置づけられ、DVに限らず様々な困難に対応

② 現状と課題

本市における現状と課題として、次の内容を追記します。

【現状】

- ・女性相談支援員への相談件数は近年増加傾向にあり、その相談内容は、DVや暴力

の他、離婚問題や住居、経済関係、病気など多岐にわたっている。

- ・「千葉市女性のためのつながりサポート事業」には、10代・20代の若年層を中心に様々な内容の相談が寄せられている。さらに、市内において性暴力被害が依然として発生しており、ワンストップ支援センターが中心となって支援を実施している。

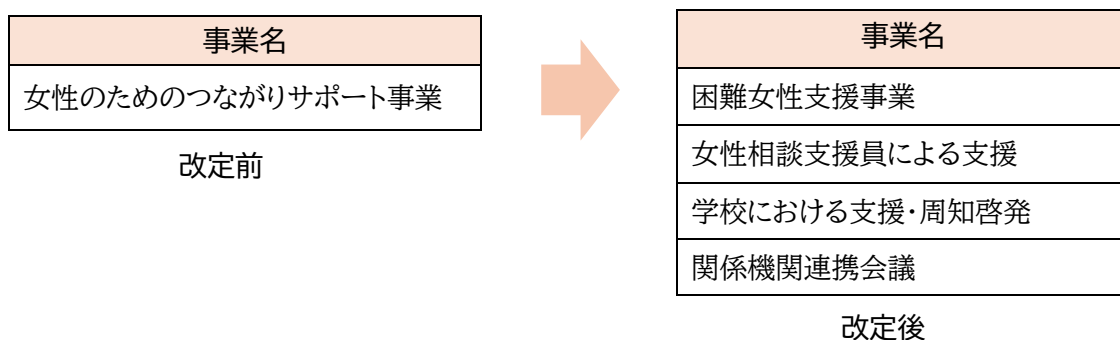
【課題】

- ・庁内の関係各課や、その他の関係機関、民間支援団体と連携し、潜在的な支援対象者の早期発見や、自立に向けた中長期的な支援など、包括的な支援が必要である。

③ 事業の再編

「女性のためのつながりサポート事業」を「困難女性支援事業」として拡充するとともに、関連事業を追加します。

・基本的施策 ② 貧困や孤独・孤立など困難を抱える女性への支援（抜粋）



④ 指標の追加

次の指標を追加します。

項目	現状値	目標値
困難女性支援事業における新規相談者数	432人※ (令和6年度)	700人 (令和9年度)

※「千葉市女性のためのつながりサポート事業」における新規相談者数



千葉市 市民局 生活文化スポーツ部 男女共同参画課

TEL:043-245-5060 E-mail: danjo.CIL@city.chiba.lg.jp

令和8年3月